平成２９年（フ）第８５号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地62棟106号、従前の住所神戸市中央区花隈町６番17―403号
債務者　安達　健二
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１４号
神戸市北区東大池２丁目19番８号
債務者　林　　正勝
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９号
神戸市兵庫区新開地５丁目２番29―1001号
債務者　後藤　亜季（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８号
神戸市西区王塚台４丁目56番地　県住８―503号
債務者　大倉麻里子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
神戸市西区丸塚１丁目24番17号　サン・トレジャータウン２―202、住民票上の住所兵庫県加古郡播磨町古田１丁目11番５号　パニエ・ド・フルールⅡＡ―102号
債務者　兵頭　　綾
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第７号
山口県下関市彦島塩浜町１丁目13番19号
債務者　森　　敏博
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３６５号
愛媛県松山市歩行町１丁目２番地８　市川ビル303号
債務者　斯波二三子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
愛媛県松山市東石井４丁目14番７号　エンゼルハイムＣ―202号
債務者　松友　安英
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
佐賀県鳥栖市田代外町593番地１　ヌーボーメゾン203
債務者　緒方　敏邦
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
佐賀市大和町大字久池井354番地17　キャッスル久池井104
債務者　中村　和博
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2280番地46
債務者　寺崎　英勝
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
大分県津久見市入船西町３番１号
債務者　吉岡　　縁
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
大分市碩田町３丁目４番25―306号（フローレンス碩田町グランドアーク）
債務者　渡邊　智子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
山口県宇部市大字際波414番地111
債務者　至極　健二
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１２号
神奈川県横須賀市野比１丁目13番５号　ボナール野比Ａ―202
債務者　原島　美和
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１７５号
神奈川県横浜市緑区中山町329番地１　中山駅前ハイツ４―308号、申立時の住所神奈川県逗子市池子２丁目４番79号　クレール202
債務者　矢口　友紀
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで　横浜地方裁判所横須賀支部